

令和6年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会 発言要旨

日時 令和6年12月24日(火) 午前9時30分から11時30分
場所 静岡県庁西館4階第一会議室C

1 開会

○事務局

ただいまより令和6年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会を開会します。

協議会開催の成立要件について確認します。本日は委員19人のうち、15人が出席しております。委員の過半数以上が出席しておりますので、「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」第9条2項の規定に基づき、本協議会が成立することを御確認下さい。

また、本協議会につきましては公開とさせていただきます、報道関係者等が入室する場合がありますので、御了承願います。

それでは、ここで本協議会の会長及び副会長の選任についてお願いします。規定では、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとされています。

事務局から、会長につきましては静岡県教育委員会教育長の池上重弘委員を、副会長につきましては静岡県都市教育長協議会会長の奥村篤委員を推挙いたしますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、池上会長から挨拶申し上げます。

○池上会長

ただいま、会長に選任いただきました県教育長の池上でございます。

本日は、御多用のところ、静岡県いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場において、いじめ問題の対策に取り組んでいただいております、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県では、平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。また、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定し、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできたところでございます。

そのような中、現代社会においては、情報通信技術の発展や、子どもがストレスや不安を感じやすい社会構造と生活環境等の影響により、いじめが複雑化、深刻化する傾向にございます。

本県における「いじめの認知件数」は右肩上がりであり、これは学校や保護者、地域がいじめの問題を真剣に捉え、積極的に対策を講じようとしていることの表れでもあります。一方で、いじめの重大事態の件数も、全国的に、また本県においても増加傾向にあります。

いじめの問題に適切に対処するためには、学校だけでなく、学校と家庭、地域、そして各相談機関や関係機関が連携して取り組むことが肝要であると、改めて感じているところでございます。

本日は「いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組」や、「いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携」について、意見交換・情報交換を予定しております。本協議会をとおして、本県におけるいじめ問題への体制をより強固なものとし、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりを着実に進めて参りたいと考えております。限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見をいただけるようお願いし、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、奥村副会長から御挨拶をいただきます。

○奥村副会長

ただいま副会長に選任されました、静岡県都市教育長協議会会長の奥村です。

いじめ防止の観点からは、リスクマネジメントとしての未然防止、早期発見が重要であると認識しております。しかしながら、いじめの重大事態に係る案件は年々増加しております。

早期発見ができないことの背景として、家族や周囲の人々に心配をかけたくないという思いや、自分がいじめられていることを認めたくないという気持ちが子どもにあるのではないかと考えております。そのため、自分の苦しみについてSOSを出すことをためらう傾向が強いのではないかと考えております。

本協議会を通じて、いじめの早期発見につながる手掛かりが得られることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、次第に沿って会を進行いたします。ここからの進行は、池上会長にお願いします。

2 説明

- (1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会 【資料1】
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 【資料2】
- (3) 県・県教育委員会の取組 【資料3】

○会長

初めに、「2 説明」事項です。「(1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会」から、「(3) 県・県教育委員会の取組」まで、続けて事務局から説明します。

○事務局

(【資料1】、【資料2】、【資料3】により説明)

○会長

この後の協議に先立つ前提として、県教育委員会及び私学振興課の取組について御説明をした上で、成果と課題を御紹介しました。

ここまでのところで、特に事実関係について御質問、御不明の点等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この後の協議の中で、取組等についての御質問等も出てくるかもしれません。その際に言及していただき構いません。

それでは、次第の3、意見交換、情報交換に移って参ります。

3 意見交換・情報交換

- (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組 【資料4】

○会長

初めに、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組」についてです。意見交換・情報交換の趣旨を、事務局から説明します。

○事務局

(【資料4】により説明)

○会長

この後の意見交換のたたき台として、資料4にあります、「2 対応」の3点について説明しました。それでは、この部分について皆様からの御意見等をいただきたいと思います。こういった話題が学校現場ではどうなのだろうというところから協議を始めたいと思います。まずは、学校現場の先生方からお願いできますでしょうか。

○委員

いじめについては、先程の対応の3点について、学校現場でも関心が高い内容として受け止めています。特に認知件数については、積極的に認知を進めていく必要があると考えておりますし、子どもたちや保護者、そして最近のSNS等による多様化や広域化する様々な問題に対して

も積極的に対応していこうと考えているところであり、関係機関の方々に御指南をいただきながら取り組んでいるところです。

この4月からスタートした新しい県の取組についてですが、私たちも4月のスタートに際して、なかなか慌ただしい状況でいじめに特化した対応が十分にできていない状況があります。しかし、4月の人間関係を構築するスタートと同時に、次年度については、子どもたちの様子や不具合をきめ細かく観察していく必要があると感じています。

○委員

私は静岡市の学校に勤務しているため、政令市におけるいじめ対策についてお話しさせていただきます。政令市では県の強調月間をそのまま実施しているわけではありませんが、静岡市や浜松市でも同様の取組が行われているのではないかと考えています。

個人的な意見になりますが、児童生徒、特に小、中学校の子どもたちを見てみると、何でも一生懸命に頑張ろうとする雰囲気があります。その努力は素晴らしいことですが、その中で頑張れない子どもたちがプレッシャーを感じてしまうことがあります。直接的にいじめる意識がなくても、周囲に居づらさを感じたり、自分が陰口を言われているのではないかと不安になったりすることが、いじめの形になっていることもあるのではないかと考えています。

いじめについては、加害者と被害者、そして教員を含む学校全体が当事者となるため、その解決が非常に難しくなっています。また、社会全体が非寛容になっていることから、子どもたちからすると、大人の世界を見たとき、物事を失敗することが許されないような社会に映るのではないかと。このような社会に対して、どのように働きかけていくべきかということは今、考えているところです。

○会長

非常に重要なポイントを一つ挙げていただいたと思っています。明示的にいじめた、いじめられたという関係性よりも、みんなが頑張っている中で、そこに乗り切れない状況や、場合によっては足を引っ張るような事態が生じたことに対して圧を感じてしまうことがあるということでした。そのため、それがいじめた、いじめられたという関係として受け止められる可能性もあるということでしょうか。

○委員

高等学校においても、いじめは些細なことから発展していくケースがほとんどです。特に最近では、SNSの影響が非常に顕著であり、管理職の初動対応がその後の状況を大きく左右するという印象を持っています。

一方で、教員の意識については、データを見ると高等学校の教員は非常に低いという結果が出ており、なぜ低いのかという点に疑問があります。校長協会では昨年、公立学校の教員約2,300人に協力をお願いし、いじめを含む生徒指導や教育相談に関するアンケート調査を実施しました。この調査は、国立教育政策研究所で中学校の教員を対象に行った生徒指導上の課題に関する質問調査を基に、高等学校でも同様の調査を行ったものです。全国の中学校の教員と比較した結果、高等学校の教員は教育相談の組織体制に関する意識が中学校の教員よりも高いという結果が得られました。一方で、生徒指導の組織体制におけるいじめに関する問題意識は、中学校の教員に比べて非常に低いという結果も出ました。この傾向は複数の項目で確認されており、例えば「いじめがあった時にきちんと注意や指導をしている」、「生徒のいじめについて情報交換をしている」、「普段から学年内や生徒指導部内で生徒のいじめについて情報を共有し、具体的な指導や支援につなげている」といった質問項目で、中学校の教員と比較して低い結果が示されています。

この意識の違いは、いじめの認知件数の違いにも表れておりますが、先ほど報告された資料にも記載されているとおり、本県の公立高校と全国の中学校の割合を比較すると、複数の箇所で見られます。これらの調査結果からも、同様の傾向が確認できるということです。

この問題の改善策を、現在、校長協会でも検討しております。法の趣旨に沿ったいじめの認知と対応が鍵になると考えています。つまり、高等学校の教員は中学校の教員に比べて高い意識を持つ部分があれば、そうでない部分もあるということです。それを基に、今後さらに対策を検

討していく必要があると思っています。

最後に一点、質問です。非認知能力についてですが、指導方法や指標の開発がいじめの防止等にも役立つということだろうと思いますが、しかし、非認知能力には様々な定義があること、また、それを評価する指標を果たして作れるのかという点について率直な疑問があります。

○会長

今、御紹介いただいた高等学校の先生方に対するアンケートは、本県の公立高等学校の教員が対象ということでしょうか。

○委員

そのとおりです。教育職を対象としたアンケートです。

○会長

その結果は、公表されているのでしょうか。

○委員

この結果は校長協会としてまとめたもので、今年の9月に東海4県の生徒指導に関わる校長が集まった際に、私から発表させていただきました。高校教育課にも、まとめたものを提出しておりますが、それ以外には、まだ公表していない状況です。

今のところ、現状が把握できたというところであり、要因は何なのか、それに対する対策として何が必要なのかというところは次年度の研究課題と考えています。デリケートな内容を含みますので、公表するとするならば、その範囲を検討する必要があります。

○会長

それでは、御質問いただいた非認知能力について、事務局から回答いたします。県教育委員会では、この非認知能力の育成を大きな課題と捉えています。それをどのような指標を用いて考えていくかという点について、これから開発を進めていく段階にあります。

○事務局

非認知能力には非常に幅広い概念が含まれていますが、本県に関しては特に「SEL」と呼ばれる部分に焦点を当ててみました。このSELはアメリカで始まった教育プログラムですが、その中にはさらに多様な要素が含まれています。非常に幅広い内容ですので、OECDやアメリカの研究機関が提唱しているSELなど、様々な情報を参考にしながら、静岡県としてどのような方向性が適切かを考えました。その結果、静岡県では、先程お伝えした3つの柱に絞ってSELを進めていくことにしました。

このSELの具体的な内容について御紹介しますと、1学年あたり4時間の実施を基本とし、推奨プログラムと選択プログラムを用意しています。授業の中で即座に実施できるように、指導案やワークシートを添付したプログラムを開発中です。また、学習指導要領に示されている3つの柱のうちの1つである「学びに向かう力、人間性」に視点を当てて研究を進めます。資料では「学びに向かう力」の下に「指導手法、指標の開発と活用」と記載していますが、具体的には大学などの研究機関と連携し、今後、調査研究を行っていく予定です。指標による効果測定や指導の改善を進める体制を整えていきたいと考えています。

○委員

私もこの分野については関心を持っています。日頃、感じていることは、例えばOECDが提唱したものをそのまま日本に持ち込んで果たしてうまくいくのかという点です。特にインデックスの部分については非常に疑問を感じており、そのため、この質問をさせていただきました。また、効果測定について、研修の中での効果測定という意味だと思われそうですが、評価基準により効果測定を行うことは非常に難しいのではないかという気がしておりますので、大変壮大なテーマに取り組まれるのだなという感想です。

○会長

非認知能力をどのように育み、どのように指標で評価していくかということは、本当に大きな問題だと考えています。非認知能力という概念自体は、おそらく皆さんも様々なところで耳にされていると思います。それが教育において非常に重要であるということ、つまり、認知能力や学力に対して、非認知能力、例えば学びに向かう姿勢がどのように子どもたちの学びや、ひいては人生を生きる上で重要であるかということについては、皆さんも御理解いただけたと思います。

では、その非認知能力を学校において、特に発達段階が異なる状況の中で、どのように測定し、育成していくのかという点については、簡単には答えが出ないと思います。私たちは現在、その検討に着手し始めたところですので、その点を御理解いただければと思います。

○委員

特別支援学校においても、小、中、高等学校と同様に、いじめやその兆候が認知されています。教育活動中の気になる表れについては、特別支援学校では複数の担任で授業を行うチームティーチングを取り入れており、比較的見つけやすい状況にあります。一方で、通学途上や帰宅後、特に高等部におけるSNSを介したいじめについては、早期発見と迅速な対応に努めています。

先程、職員の人権意識の向上について話がありましたが、本校では毎月1回、学年単位で小グループによるグループワークを行い、人権意識の向上に取り組んでいます。また、特別支援学校の児童生徒に対するアンケート実施については、記述が難しい生徒もいますが、できないではなく、できる範囲で本校では7月と11月の年2回実施しています。

特別支援学校の場合、生徒のコミュニケーションの問題や状況認識の問題が少なからずあり、それが原因でトラブルに発展したり、被害者が被害を訴えることができなかつたりするケースがよく見られます。いずれについても、生徒本人がきちんと理解できるようにし、より良い行動に促すために、障害特性に応じたスキルが教員に求められていると感じています。

また、非認知能力について、本校では教科と領域を合わせた指導が展開されています。学びに向かう力を育てることはもちろんですが、ただ言われたとおりにできることだけでは不十分です。その身についた力をどう生かしていくか、異なる場面でどう活用していくかという点にも注力しています。OEC Dには「学びの羅針盤」として、計画・実施・振り返りを繰り返していくという考え方があり、特別支援学校の知的障害のある児童生徒も、このプロセスを通じて「次はどうしたらいいのか」や「こういうこともできそうだな」と考え出すことができるようになった手応えを感じています。特別支援学校の児童生徒も非認知能力を高めていけるような授業を展開していきたいと考えています。

○会長

特別支援学校においては、子どもたちが自らの状況を認識し、表現することに課題があることから、見取りの重要性について御指摘いただきました。また、特別な支援を受けている子どもたちにとって、非認知能力が非常に重要であるという点についてもお話がありました。

○委員

静岡県内の私立学校43校で私学協会を結成しておりますが、その中には教頭部会や生徒指導部会、進路指導部会などの部会が設けられています。教頭部会や生徒指導部会では、過去3年間に延べ4回、いじめを専門とする弁護士を招いた研修会を実施しました。また、学期ごとにいじめに関するアンケートを生徒と保護者それぞれに行うとともに、アプリを活用して、保護者との連絡、連携を図っています。こうした取組を通じて、早期発見に努めているところです。

改正されたいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義は、心理的、物理的に影響を与える行為です。この定義に基づくと、あらゆる行為がいじめと見なされる可能性があります。例えば、ある生徒が異性に告白し断られた場合、心理的影響を受けたとすれば、それはいじめとされることとなります。また、グループワークで作業が遅れている生徒を手伝った場合でも、その行為から心理的影響を受けたとすれば、いじめと見なされます。これが現在の法の定義です。

また、発表されたいじめのガイドラインには多くの情報が記載されていますが、法律専門家でないといふ理解しづらい表現も多く含まれています。よく読むと「何かあったら動いてください」ということが最大のポイントとして書かれています。動くためには情報が必要であり、それぞれの機関が得た情報を相互に連携させることが最も大切だと感じています。

また、学校では、安全配慮義務の有無やその違反についてが最大のポイントとなります。そのため、各学校には安全配慮義務の徹底を常に呼び掛けています。

次に非認知能力についてですが、誠実な心や友達を思いやる気持ち、克己心、自分を律する心など、数値で表すことができない能力が非認知能力だと思います。私学には「建学の精神」があり、その精神を基に非認知能力の育成を図っています。その点が、私学のやりやすさであると考えています。

○会長

ガイドラインでは動くことが重要であるとされているが、そのためには情報が必要であるということ、また、その情報を得るためには多様な機関が連携していくことが大切であるとの御指摘をいただきました。

○委員

管理職に対する取組についてですが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、改定に伴って重大事態への対応が具体的に明記されました。校長会では、県教委が作成した資料を活用しながら、その周知を図ったところです。このことは、未然防止の視点が共有されることにつながったと考えています。併せて、私からは社会通念上のいじめと法的ないじめの捉え方の違いが重要であるという話もしました。いじめの適切な認知について依頼をしたところです。

また、子どものウェルビーイングの実現に向けた非認知能力の育成について、令和の日本型学校教育等に示された理念は着実に広がり、理解が深まっていると感じています。私自身、学校訪問を行う中で、学びに向かう力、人間性等の育成に向けて、単元を通じた学びの構想を重視する学校が増えていることを実感しています。市独自の授業づくり資料「自ら」においても、「主体的、対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりを推進しているところです。

コロナ禍において、協働的な学びと個別最適な学びが両輪として進められていく中で、非認知能力の重要性についても理解が広がってきましたが、私は、直接的、対面的な体験が非常に重要であると考えています。仮想空間での学びも研究されていますが、直接的な体験を通じた、子どもたちの心の内面をアセスメントしたり、子どもたちが人間関係作りのスキルを学んだりということにつながると考えています。

また、自己肯定感と不安には相関関係があると思っており、自己肯定感を高めることが、不登校やいじめの減少にもつながると考えます。不安によってイライラが引き起こされ、それが行動に影響を与えることがあります。数年前に県教委の研究指定があり、人権教育について2年間研究した際、特別の教科である道徳の趣旨が人権教育の趣旨と重なっていることを改めて感じました。多様性を認め、他者を理解し、尊重するということです。子どもたちは「いじめは悪いことだ」と理解していますが、加害者側が、自分の行動がいじめだとは思わなかったと言って行為を正当化してしまうことがあります。このような認識の齟齬からしても、道徳的判断力を育む必要性を感じています。

学校だけでいじめの問題を解決することは難しく、家庭、関係機関、専門機関とどのように連携して一人の子どもを系統的に育てていくかということを考えることが重要です。人間関係作りプログラムを活用している学校もたくさんあります。新しい人間関係作りプログラムの内容につきましても、教員研修での活用という話がありましたが、今後、情報提供をお願いできればと思います。

○会長

学校現場の状況や市教育委員会の御意見を伺った上で、県教育委員会からは、未然防止のために非認知能力を高めることが求められていること、研修を通じて管理職や教員への周知徹底が必要であることについてお話をしました。また、組織的な対応として早期対応が重要ですので、その点についても様々な事例を踏まえながら認識してもらう必要があるということで、ここまでは学校現場の立場から、まとめを行いました。続いて、保護者の立場から御発言をお願いします。

○委員

高校生年代は、大人に向かって心身ともに大きく成長する時期であり、我々大人が思っている

以上に、子どもたちは様々なことを考えています。SNSなどを通じて、いろいろな意見や情報が彼らのもとに入ってきていますが、子どもたちがそれらをどのように判断するかが重要です。

コロナ禍の時期には、子どもたちは高校生活を楽しみにして入学したはずなのに、文化祭もなく、部活動もできず、友達とも会えないという期間が長く続きました。コロナ禍が明けた際には、子どもたちは「あれをやりたい、これをやりたい」といった希望を持ち、各学校では、その思いに対して子どもたちや学校の先生方、保護者が連携して取り組んできたところです。

いじめの問題については、当連合会の中ではまだ大きな問題として上がってきてはいませんが、実際には小さなスマートフォンの中で葛藤している子どもたちがいると思っています。先程からお話に出ている間接的ないじめについても、非常に大きな問題であると考えています。

私が子どもの頃は、学校の先生や親以外に、近所の方々との接点が非常に多かったと感じています。しかし、今の子どもたちは、大人と接する機会が非常に少なくなっています。画面上の文字や言葉は人によって受け取り方が異なり、相手が何を思っているのかを理解することや、自分がどう思っているのかを発信することは難しい側面があります。やはり人と人とが対面でコミュニケーションを図る機会が重要であると思います。

私事ですが、環境保全活動を毎週行っており、そこには高校生や地域の方など、様々な年代の方が集まってきます。子どもたちから話し掛けてくることは少ないのですが、私たちから声を掛けると、いろいろな意見や言葉が返ってきます。「こんなことを考えているんだ」と驚くこともあり、私自身も多くのことを学ばせてもらっています。大人が子どもたちとの対話を増やし、人と人との関わりを深めることで、いじめの問題も少しずつ減少したり、あるいはいじめが表面化したりすることもあるのではないかと考えています。

また、私は現在、中学校のハンドボール部で外部講師として活動しています。元々生徒とは面識がありませんでしたが、こちらから積極的に話しかけることで、次第に悩み事や進路についての相談を受けるようになりました。このような経験からも、大人がもっと積極的に子どもたちに関わるべきだと感じています。学校教育においても地域との連携が重要であり、そのような取組を推進していただければと思います。

○会長

保護者の立場から、子どもたちがスマートフォンの中でさまざまな葛藤を抱えていることについてお話いただきました。その上で、直接対面する関係の中で、世代を超えた斜めの関係、つまり親や先生といった縦の関係だけではなく、友達という横の関係に加えて、大人たちが斜めの関係で関わるということが重要であるというお話をいただきました。

○委員

PTAでも、地区でどのような研修会が行われているかという話題になると、いじめや不登校をテーマに行うことが多いという話になります。この2つは、保護者にとっても関心が高いトピックです。

また、SNSについては、親子間に知識や使い方についての考えに差があり、その差が家庭内でのコミュニケーションにも影響を及ぼしていると感じているところです。いじめの問題にはコロナ禍が大きな影響を与えていると考えており、相互理解に至らない状態での子ども同士のコミュニケーションは、お互いの心理的安全性を阻害する要因になっていると思います。そのため、家庭内はもちろんですが、学校の先生や地域の方々との関係においても、対話と傾聴ができる環境を整えることが重要であり、コロナ禍で失われてしまったコミュニケーション能力を再認識することが大切だと思っています。それによって、コミュニケーションの質が向上し、相互理解が深まり、それがいじめの減少にもつながるのではないのでしょうか。

VUCAの時代と言われるように、時代の変化があまりにも早すぎるため、子どもたちの現状をしっかりと捉えながら、いじめに対応する考えやアイデアを出し合い、相互理解を深めていければと思います。

○会長

コロナ禍において損なわれたコミュニケーションのあり方を取り戻し、対話を重ねることで、心理的安全性を確保することできる。そのことが、いじめの未然防止に重要であるという御指摘

をいただきました。

○委員

私立学校はそれぞれ独自の教育理念で運営されておりますので、私どもの学校についてお話しします。私どもの学校の重点課題目標には生徒指導があり、その中にはいじめや不適切な発言の未然防止に努めるという項目があります。具体的には、定期的なアンケートや、面談時の傾聴を通じて状況を把握し、必要に応じて全体や個別で指導を行っています。私の印象としては、先生方からは些細な子どもたちのいさかいでも見過ごさない姿勢を感じることができます。また、心のケアが必要な生徒には、早期にカウンセラー等と連携し、保護者の協力を得ながら支援を行って来ています。現在、大きないじめの問題は見受けられませんが、例えばSNSでの仲間外れや誹謗中傷など、いじめにつながる芽はあると聞いています。こういった問題については、生徒からの情報提供を受けて、先生方が早期に対応してくださっています。

改めて、いじめと思われる小さな芽を摘み取ることが重要だと思います。いじめに対しては、先生方や保護者が小さな問題でも見過ごさない対応が必要だと思っています。生徒は「いじめられることは恥ずかしい」と思うため、正直に言えない環境が存在します。保護者も立派に子どもを育てたいという思いがあるので、なおさら、子どもたちが言いにくい状況です。

その改善のためには、先生方や保護者だけでなく、地域住民も含め、皆が守ってくれていると思える環境を作ることが大切です。その環境作りについて、先生方や教育関係者が努力されていることは承知していますが、それをさらに推進して、子どもたちがより話しやすい環境にさせていただくことを期待しています。

また、子どものウェルビーイングを実現するための非認知能力の育成について、ソーシャル・エモーショナル・ラーニングのお話がありました。元々、これは保護者が行うべきことであり、まずは家庭において、自己理解や他者理解、心地よい人間関係、セルフマネジメントの基本的なところを育てることが必要です。学校の役割は、子どもたちに団体行動やチームワーク作りを教えることであり、それによって達成感を得ることができると思います。保護者と学校の相乗関係を連携させることが、子どもたちのウェルビーイングを実現するために重要だと考えています。

○会長

学校の現状に関するお話をいただいた上で、SELについて、家庭の役割や、家庭と学校との補完的な取組が必要であるというお話をいただきました。

学校の視点と保護者の視点からお話をいただいたところで、次の柱であるいじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携についての協議に移りたいと思います。

○事務局

（【資料5】により説明）

○委員

スクールソーシャルワーカーとして学校現場に入っている中で、先生方が子どもたちに与える影響の大きさを強く感じています。例えば、少し問題を抱えた子どもたちがいるクラスがあったのですが、上手に温かい声掛けができる担任の先生と1年間関わる中で、その子どもたちがはつきりと変化していく様子を目の当たりにした経験があります。SOSをなかなか出すことができない子どももいるというお話がありましたが、やはり大人がどのようにSOSをキャッチするかが重要だと考えています。子どもたちがSOSを出しやすい環境を大人が作るということ、そうした気持ちで子どもたちと関わっていけるとよいのではないかと感じています。

また、当会では、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修を行っておりますことを申し添えます。

○会長

スクールソーシャルワーカーの立場から、先生方の働き掛けや子どもたちの声を拾い上げるアンテナが大事だという御指摘をいただきました。

○委員

静岡県公認心理師協会には、公認心理師や臨床心理師の資格を持つ者が所属しています。構成員の多くは、スクールカウンセラーとして従事しています。私も浜松市でスクールカウンセラーを務めており、その中で個別案件に関わることもありますし、学校保健週間に生徒向けの講演を依頼されることもあります。夏休みには、学校の先生方の研修に講師として対応させていただく機会もあります。先程、自己肯定感が大事というお話がありましたが、全体として子どもたちの非認知能力の向上に寄与させていただいていると感じています。

実際、スクールカウンセラーとの面談においていじめが発見されることはほとんどありません。本人が保護者や友達に相談し、その友達が先生に伝える、または友達の保護者が本人の保護者に話して発覚することが多いように思います。そういった意味では、子どもたちが話を聞いてもらえる場所として、家庭や学校の存在は非常に大きいと考えています。そこに、必要に応じてカウンセリングとして協力させていただいたり、場合によってはコンサルテーションを通じて一緒に取り組んでいけたりできればと思っています。

一方、課題としては、スクールカウンセラーは非常勤であり、学校によっては月に2、3回しか訪問できない場合があります。そのため、日程調整が難しく、学校のいじめ問題対策委員会に出席することが難しいという状況があります。

○会長

スクールカウンセラーの立場から見ても、家庭や学校の存在は大きいということ、一方で、学校のいじめ問題対策委員会に同席できると、専門家の知見から様々な意見を述べることもできるかもしれないが、実際には、それが難しい状況にあるという問題点を御指摘いただきました。

○委員

弁護士会は、人権擁護機関として人権救済の申し立てを受けたり、様々な人権相談を受けたりしています。そのような中で、子どもの権利委員会の委員を中心に、子どもの権利相談も実施しています。また、各自治体や学校におけるいじめ問題に関する対策組織の委員について、近年、多くの就任依頼を受けています。

また、いじめの未然防止の観点からは、学校のいじめ防止授業の担当者としての要望や、スクールロイヤーとしての要望が来ており、子どもの権利委員会の委員を中心に要望に応えるようにしています。しかしながら、ここ数年、各地からの要望が非常に増えており、担当者の不足が大きな問題となっています。昨年度も本協議会で発言させていただきましたが、弁護士の人数は増えているものの、献身的に役割を果たしてくれる人材、相応の力量を持った人材を増やしていくことが弁護士会における現在の課題だと考えています。いじめ防止授業では、子どもたちに人権意識を育むこととなります。他人への思いやりや非認知能力を育てることには力量が求められますので、それらをどのように研鑽していくのかが大きな課題となっています。

また、弁護士に様々な委員やスクールロイヤー、防止授業の担当者などの需要がある中で、専門職としての経済的な保障についてもお願いしたいところです。その点については、十分な理解が得られていない状況があります。無償のボランティアが当然であるという感覚を持たれている公的機関もあるようですが、そのような理解を得ることも課題となっています。

先程、お話があった恋愛の問題についてですが、委員の中には、いじめを初期段階で発見するために幅広く網を掛けることが必要で、故にいじめとすることは止むを得ないという意見もありました。しかし、法律を見ると「児童等はいじめを行ってはいけない」と明記されています。恋愛感情を告げられた場合に、それを断ることはいじめであるとされると、告白を断ってはいけないということになってしまいます。この点については、法律の条文などで何らかの対応が必要ではないかと考えています。

○会長

法律の専門的な見地から、様々な御貢献をいただける一方で、いじめ対応に関わる人材が不足しがちな現状について、御紹介いただきました。最後の部分については、少し専門的な内容となりますので、問題提起として受け止めたいと思います。

○委員（代理出席）

いじめに関する問題について、警察でも多くの相談が取り扱われており、事例1、2のようなケースも頻繁に見受けられます。特に最近ではインターネットを利用したいじめが増えていると感じています。コロナ禍の影響もあり、人間関係が直接的なものが減り、SNS上でのやり取りが増えてきているように思います。このような状況において、今は小学生でもインターネットを利用していますし、学校でも配備されていることとしますので、インターネットの使用方法についてもしっかりと学ばせる必要があると考えております。

そのため、警察も学校と連携しながら、非行防止教室等を通じて法教育を行っており、その中でインターネットに関する注意点にも触れています。特に最近気になることは児童ポルノに抵触する事例であり、被害児童にならないように、お子さんや親御さんにも広報、啓発を行っています。

また、早期発見が重要であり、早いうちに問題を発見し、救ってあげる必要があります。警察では、子どもやその親御さん、また学校の関係者の方々からいただいた相談について、必要に応じて他の関係機関と連携しながら、対応させていただいております。

さらに、街頭補導に関してですが、最近では、外で活動する子どもたちが少なくなってきており、補導件数も減少傾向にあります。しかしながら、人と人との会話は非常に重要だと考えており、子どもたちがどのような思いを抱えているのかを知ったり、悩んでいる子どもがいることを理解したりするためには、大人が直接声を掛けることが大切です。そのような点で、街頭補導は意義があることとっております。

関係機関との連携については、スクールサポーターが各学校を訪問しています。スクールサポーターが訪問した際には、是非いじめに関する情報も共有していただければと思います。警察もスクールサポーターから情報を受け取り、早急に対応が必要な事案については適切に対処いたします。ただし、いじめについては、子どもが話したくないという場合もあります。その際には非行防止教室を通じて、学校全体に対して「いじめは許されない」というメッセージを広める方法もありますので、スクールサポーターを活用していただければと思います。なお、スクールサポーターが対策組織のメンバーとして入る場合があります。警察としてできる限りのアドバイスを行っていきますが、一方で、いじめが発覚し調査組織が立ち上がった場合には、警察として事件捜査を行う必要があります。その場合は、警察が調査組織の調査に影響を与えないよう状況に応じて助言等を行う立場に留めることについて、御理解いただきたいと思います。

○会長

インターネットについて講座等を実施していただいていること、街頭補導が子どもと直接話をする機会になっていること、また、スクールサポーターの活用をとの御発言をいただきました。

○委員

法務局は、法務省の人権擁護機関として、主に三つの活動を行っています。第一に人権相談、第二に調査救済、第三に人権啓発です。

人権相談についてですが、一般の皆様からの人権に関する相談を受け付けています。相談は電話や面接、メールなどの方法で行っており、相談者が自主的に問題を解決できるよう、適切なアドバイスをしたり、関係機関への案内を行ったりしています。子どもの人権相談に特化した取組として「子どもの人権110番」という電話相談を実施しており、通話料は無料です。また、各学校に「SOSミニレター」を配布しており、子どもたちとの手紙のやり取りを通じて、小さな悩みを話してもらう機会を提供しています。「SOSミニレター」では、毎年多くの返信をいただいております。その中には可愛らしい相談内容があれば、いじめに関する内容が含まれることもあります。時には緊急対応が必要なケースもありますが、その際には、法務局から学校へ情報提供を行ったり、児童相談所に相談したりすることもあります。連携という点で、今後も御協力をお願いします。

次に、調査救済についてですが、いじめに関する学校の対応についての相談があった場合、法務局は相談者からの話だけではなく、学校側にもお話をお伺いした上で、学校の対応が不十分であった場合には、適切な対応を求める要請を行っています。

最後に、人権啓発についてですが、法務省の人権擁護機関では、私たち職員だけでなく、人権

擁護委員の方々も一緒に活動しています。静岡県内には約 350 名の人権擁護委員が在籍しており、保育園や幼稚園、小学校、中学校で人権教室を開催しています。相手を思いやる気持ちや嫌なことを言わないようにすることについて理解を広めておりますので、各学校でも活用していただければ防止につながると思います。

以上が法務局としての活動内容です。課題としては、相談がなければ動くことが難しいという点があります。また、法務局が動くよりも、関係機関に動いていただいた方がよい場合もありますので、その際には御協力をお願いします。

○会長

人権相談、調査救済、人権啓発の 3 点について、学校との関わりを軸にお話しいただきました。

○委員

事例 2 について、特に (2) の「そっとしておいて欲しい」は児童虐待でしばしば見られるものです。要するに「言わないでほしい」ということです。本日、お話を聞いていて、いじめの背景に虐待の問題がある場合もあるのではないかと感じました。被害の場合であれば、ネグレクト家庭において服を替えていない、お風呂に入っていないといったケース、加害の場合であれば、その子自身が虐待を受けており、やり場のないストレスが弱い者に向けられているという場合があることも想定されます。このように考えると、いじめは、時には虐待のサインである可能性もあると考えました。そうすると、これは児童だけでなく、家族が支援を必要としているサインの場合もあるかもしれないと感じました。引き続き、虐待を発見されたり、疑いを抱いた場合には、一義的には市町の児童福祉担当課に御相談いただき、重篤なケースであれば、速やかに児童相談所へ御相談いただくことをお願いいたします。

○会長

事例 2 を元に、いじめが虐待を背景に起きている可能性があること、また、その際にはためらわずに相談して欲しいという力強い御発言をいただきました。

本来であれば、事例についてグループディスカッションを行い、皆様のそれぞれの専門性を生かした取組の連携の具体像を共有できればよかったですのですが、それを行うにはさらに時間が必要ですので、今日はここまでとさせていただきたいと思っております。

大変実り多く、示唆に富んだ御発言をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。県及び県教育委員会として、本日の内容を整理した上で、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

また、皆様方には、本日御発言いただいた内容をお持ち帰りいただき、それぞれの御所属で活用していただければと思っております。本日本日予定していた内容は以上です。

4 閉会